

資料1-1 新井地区の津波対策（課題と対応策）（第1回・第2回地区協議会のまとめ）

【1グループ 東町・2グループ 西町・3グループ 仲町】

第3回地区協議会資料
(平成28年6月23日)

開催日	H27. 4. 30地区協議会（第1回）		H27. 12. 15地区協議会（第2回）	
分類	意見	考えられる対応策	意見の分類	意見
堤防整備 (津波)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海拔3mの家 津波でダメ ・ 津波の危険 ・ 船が壊れる 	(県) <ul style="list-style-type: none"> ・ 地元との合意形成がとれば、L1津波高さに対する堤防の整備を検討できます。 ・ 堤防の高さについては、地元との合意形成により、L1津波高さに対する必要堤防高以下の高さに決めることができます。 	現況 23人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防潮堤は必要ない 防災訓練を3カ月に1回くらいして忘れない様に ・ 避難路を確保するように 一人一人 ・ 防潮堤は必要ないと思います 訓練と避難路の確保と場所 ・ 堤防高さ必要なし ・ 防波堤は必要ない ・ 堤防は必要ない ・ 現況 人がこなくなる ・ 現況のまま 景観が悪くなるから ・ ソフト対策で対応 ・ 景観上不要（現況のまま） ・ 現状で 海が見えないのが不安（2名分） ・ 海が見えなくなる 現状 ・ 放送を聞きやすくする ・ 必要なし 観光で商売 海が見えない 観光資源海は ・ 必要なし 津波がくれば7.5mに限らない 市内を囲うのは無理 現実的でない 場所がない 観光資源 ・ 必要なし 堤防を越えて津波がきたら壊れてしまう ・ 堤防は現況（逃げるための）整備強化 ・ 必要なし 7.5mを越える津波がくる可能性もある ・ 現況のまま 堤防を越えるものもありうる ・ 観光で必要なし ・ 設置不要 景色 海が見えない ・ 現状のままで良い 高台に逃げるのが基本 ・ 今のままで 山が近いから ・ 想像ができない ・ 必要なし
			L1以下 (~7.5m) 4人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波に対して必要だと思いますが7.5mまでの高さはいらぬ ・ 新井東地区だけ5mの堤防 ・ レベル 5m 波の高さを気にする 波の高さが見えるようにする ・ 観光地なので景観に配慮した堤防を作っていただきたい ・ 7.5m以内 関東大震災の時に新井は7.6m津波がきた ・ 観光に配慮した高さ
			L1(7.5m) 5人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 堤防を高く 7.5m ・ レベル1 7.5m 防波堤から東側 命が大事 ・ 高い方が良い 災害を防ぐためだからテトラポットを強くしてほしい ・ 7.5m必要 湯川、松原は観光としてない方がいいがあまり関係ない新井はあっても良い ・ 新井地区 7.5m ・ 7.5mあれば最低の線は守れる
			L2(16m) 1人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 16m以上必要 防災の事だけ考えるとこうなる 人命は守れる
山崩れ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難路が確保されるか（山崩れ等から） ・ 実家の裏がガケなので土砂崩れが心配 ・ 山の方が、土砂崩れ等により道をふさがれ、隔離されてしまう心配がある ・ ガケ崩れの危険 ・ 地盤沈下の危険 	(県)(市) <ul style="list-style-type: none"> ・ 砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業の活用 ・ 土砂災害防止法による区域指定、警戒避難体制の整備 		

開催日	H27. 4. 30地区協議会（第1回）		H27. 12. 15地区協議会（第2回）	
分類	意見	考えられる対応策	意見の分類	意見
避難場所 （避難施設）	<ul style="list-style-type: none"> ・防潮堤より、海岸沿いに高いタワーが良い（高台） ・ガス・電気を止めて、近所に大声で避難を呼びかけ、第一次避難場所（新井神社）へ ・高台にいるので津波は心配ない ガスを切って避難場所に行く ・新井地区の避難所が新井区民会館と新井分園です。特に、新井分園は昭和51年に建てられ39年経っています。また、平成6年から休園中（21年間）で日常、電気・ガス・水道が使われていないので心配 ・避難所に入ることができるか（到着した時に定員オーバーとか） ・避難所に全員入れるか ・避難場所の把握 ・食料・飲み物の確保 ・避難ビルが少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・津波浸水区域外への避難が原則ですが、間に合わないと判断したときは、津波避難ビルや倒壊を免れた高い建物に避難をしてください。 ・避難所については、災害の規模等によっても変わってきますが、安全性が確保された避難所を利用させていただくことになります。他に代わる避難所を指定できるか、今後、検討していきます。 ・発災直後は物資の援助は期待できません。各自での備蓄をお願いします。 		<ul style="list-style-type: none"> ・各地区で避難場所内のわりふり（小学校） ・新井の中で旧幼稚園を避難場所にできないか
避難路	<ul style="list-style-type: none"> ・避難路の確認（土砂崩れ） ・山崩れが心配 ・ガケ崩れ ・土砂崩れで道がつぶされていないか ・土砂崩れも危険 ・避難路が遮断される（建物・ガケ等の崩れにより） ・避難場所に危険を伴うところが多い ・地割れによる通行不能 ・避難の道路が通行できるか ・古い建物が多いので、津波が起きた時、建物が崩れることが多く逃げられなくなる ・自宅から避難所までの道路が通じているか ・車で逃げることは考えない方がよいか ・道路が渋滞し、逃げ出すのが困難である ・高台につながっている道があるか ・避難路が狭いので、障害になる様なものがないか？ガケ崩れ・割れ・電柱等 ・避難路が谷形状で、崩れると避けられない ・避難路が海拔6m位の所を通るので心配 ・海付近から山側へ避難しても孤立してしまわないか ・津波で逃げた後、孤立する ・避難先がわからない ・避難する場所・方向がわからない ・坂道が急 ・逃げる道が狭い ・道が狭い ・自宅周辺道路は坂道で歩行が大変である 判断が困難である 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災会ごとに津波避難行動計画の作成をお願いしています。 ・今年度（27年度）中に、津波ハザードマップを配布する予定ですので、避難場所までの避難経路について、自身でシミュレーションしておくことが重要です。 ・大地震が発生した後しばらくは余震が続くことが予想されますので、余震によるブロック塀等の倒壊にも注意が必要です。 ・乗り捨てた車両により、消防車等の緊急車両が通れなくなります。原則、徒歩で避難してください。 		<ul style="list-style-type: none"> ・階段の整備（1丁目2～4組避難路） ・避難タワー（駐車場前）（区有地） ・東町は各組ごとに避難場所が決まっている、避難場所までの通路の整備をして欲しい ・避難路のガケ崩れを確認する ・本然寺への避難訓練をしている（年3回） ・避難路 道がない 東町へ直接行かれる道
避難の判断	<ul style="list-style-type: none"> ・高台に逃げること 逃げたら家に戻らない ・高台に自宅あり あまり動かない方が懸命？ ・自分の身は自分で守る ・自宅の2階以上に避難か、外へ出て避難場所に行った方がよいのか 	<ul style="list-style-type: none"> ・大きな揺れや長い揺れを感じたら迷わず逃げる。 ・漁業者の方は、漁に出ているときや陸で作業をしているときなどに、発災したときの避難行動について、あらかじめ話し合っておいてください。 		

開催日	H27. 4. 30地区協議会（第1回）		H27. 12. 15地区協議会（第2回）	
分類	意見	考えられる対応策	意見の分類	意見
人的障害 (高齢者・観光客)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間がかかる ・津波が心配 海が近く、年齢だから家の中の安全な所にいる ・自分の身は自分で守る ヘルメットは必ず玄関に置いてある ・近所への声かけ 避難場所に避難する ・家の回りをみて判断する親がいるので連れては避難できないかな？ ・国道に近い所の組の高齢者の方、体の不自由な方の対策 ・弱者の安全確保 ・新井地区は高齢者が多い 新井分園へ行くまでの道が心配 ・老人が心配 避難の足 ・高齢者の避難 ・まわりの人に言葉をかけること ・隣近所との情報交換 ・年寄りや子供がいたりすると、短時間に避難できるのか ・老人が多く、一人暮らしの人が多い ・他人を助けに行くのか ・近所の老人の心配 一人暮らしの安否確認 ・観光客の避難 ・ホテルからの避難 	<ul style="list-style-type: none"> ・津波は震源地等により到達時間が変わりますので、あきらめず最善を尽くすことが重要です。 ・家族、ご近所等で、あらかじめ地震発生時の行動を話し合っておくことが重要です。 ・発災直後は、自助、共助が必要となります。 ・高齢者や障害者については、あらかじめ災害時要援護者避難支援計画（個別計画）を作成しておく必要があります。（社会福祉課で作成中） ・避難方向（海拔の高い方向）を示すサインを道路上に表示していきます。 		<ul style="list-style-type: none"> ・各組長が（要介護者を）把握している
情報	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ・広報等を確認して、津波避難の必要性？ ・避難場所までの道路の確認 ・情報の正確さ！ 	<ul style="list-style-type: none"> ・Jアラート、同報無線、メールマガジン、ラジオ等により情報収集をしてください。 ・安否情報は「災害用伝言ダイヤル171」を活用してください。 		
火災	<ul style="list-style-type: none"> ・消防ポンプ車を移動させるのが困難である（その後の火災対応ができない） ・台所周辺の火の始末 ・火災の危険 ・火を止める 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉めてください。 		
救助、安否確認	<ul style="list-style-type: none"> ・家族・近隣住民に負傷者がいるか ・高齢者の救助の心配 ・連絡手段が遮断される心配（家族） ・家族が全員そろってないと連絡がとれるのか ・家族との連絡がとれるか ・家族の安否 ・家族がそばにいるか確かめる 	<ul style="list-style-type: none"> ・安否情報は「災害用伝言ダイヤル171」を活用してください。 ・発災直後は、自助、共助が必要となります。 ・家族、ご近所等で、あらかじめ地震発生時の行動を話し合っておくことが重要です。 		
家屋関係 (建物等の危険)	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の倒壊の危険（民家・電柱等） ・家の耐震が不十分 ・自宅から出られる状態であるかどうか（玄関等の破壊） ・木造の家です 築45年 耐震なし ・家具等の転倒による怪我のおそれ ・地震の時、瓦屋根が心配 ・家の中でガラスが散乱していた場合、はだしで歩けるか 	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年以前に建てられた木造住宅については、無料で耐震診断を行います。耐震補強費用の補助制度もありますので、市建築住宅課まで御相談下さい。（TOUKAI-0による支援） 		